

セゾンカード《PALETTE》特約

第1条(カード名称)

このカードは、株式会社クレディセゾン(以下「当社」という)がパレット共済会(以下「共済会」という)と提携して発行するもので、セゾンカード《PALETTE》(以下「本カード」という)と称します。

第2条(カードの発行)

当社の発行するセゾンカード《PALETTE》の会員で、共済会加入会社又は団体を退職又は脱退し、且つ退職又は脱退後も引続き共済会の会員資格を継続する方が、本特約とセゾンカード規約を承認し本カードご利用のお申込みをされ、当社が本カードのご利用を承諾した方(以下「会員」という)に、本カードを発行いたします。契約は、当社が承諾した日に成立するものとします。なお、本カードは共済会の会員証を兼ねるものとします。

第3条(共済会年会費)

会員は、共済会に対し、所定の共済会年会費を本カードの決済口座を通じてお支払いいただきます。この場合、お支払い方法は1回払いのみとさせていただきます。なお、共済会年会費は、本カードのご解約又は会員資格を喪失した場合でもお返しいたしかねます。

第4条(会員資格の喪失等)

セゾンカード規約第23条(会員資格の喪失等)に次の事項を追加します。

(1)⑩会員が共済会の会員資格を喪失されたとき。

第5条(カード規約)

本カードについては、セゾンカード規約に加え本特約が適用されます。両規定が重複する場合は、本特約を優先いたします。

第6条(本規約の変更等の準用)

セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。